



証券コード:7506
株式会社 ハウス オブ ローゼ



第40回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月22日(火曜日)
午前10時(午前9時開場)

場所 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
B1F「プロミネンス」

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当日お配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7506/>



株主の皆さまへ



株式会社ハウス オブ ローゼ
代表取締役社長兼COO
池田 達彦

日頃より格別なるご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに当社第40回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当期（2021年3月期）は、1年を通じて新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ハウス オブ ローゼ直営店舗をはじめとしたリアル店舗の業績が急速に悪化いたしました。一方、ネット通販事業は大きく伸びましたが、全社的には厳しい状況が続きました。この状況の中、売上回復のための諸施策を講じると共に、経費削減を重要課題とし取り組んでまいりました。

当期の売上高は106億81百万円（前期比15.8%減）、営業利益は、中間期は損失計上となりましたが、通期では経費削減も奏功し、1億15百万円（前期比42.5%減）と減益にはなりましたが、黒字を確保することができました。

以上の状況から期末配当金は、5月14日開催の取締役会にて1株につき10円と決議させていただきました。これにより年間配当金は、1株につき20円となります。

今期も新型コロナウイルス感染症の影響は続くことが予想されますが、早期に業績の回復に努めてまいりますので、今後とも引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

経営理念

- (1) 美しさと健康と快適な生活を願われる人々のために、優れた商品と真心のこもったサービスを提供し、お客さまから「ありがとう」と言われるような企業活動を続けます。
- (2) 企業は社会の支持が無くては発展し得ないことを自覚し、法令、社会規範、社会倫理を遵守し、社会の人々に対して常に誠実に行動します。
- (3) 限りある資源を無駄にすることなく、また自然を破壊することなく、環境との調和を目指します。

新任取締役インタビュー

ハウス オブ ローゼの過去1年間は、新型コロナウイルス感染症との戦いの日々でもありました。感染防止対策を徹底する一方、事業面ではEC部門の拡充を図るなど売上および収益の維持・拡大に力を注いできました。

当社の根幹は、化粧品・ボディケアプロダクトを展開する直営店ビジネスです。若い方から年配の女性まで幅広い層のお客さまに、心に届く接客を通じて当社製品の価値を訴求し、ご満足を提供していくことが、当社グループが持続的成長を実現するための最大のポイントと考えています。

今後も厳しい事業環境が続くと思われませんが、一人ひとりのお客さまと正面から向き合うことで、業容の一層の拡大とハウス オブ ローゼのブランド価値向上を追求していく方針です。私は取締役執行役員・直営店本部長としてその先頭に立ちグループを牽引していきたいと決意しています。



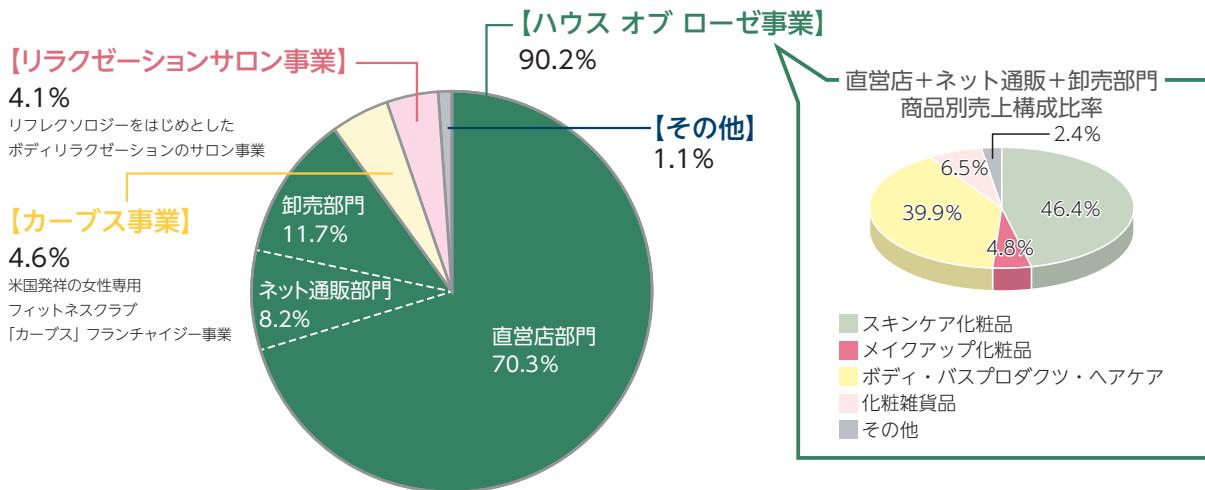
取締役直営店本部長
川口 善弘

目 次

● 株主の皆さまへ・経営理念	1	● 事業報告	17
● 新任取締役インタビュー	2	● 計算書類	35
● 事業の概況	3	● 監査報告	45
● 招集ご通知	4	● 新業務執行役員インタビュー・商品紹介	48
● 株主総会参考書類	8	● 店舗紹介	49
		● 株主メモ・ウェブサイトのご案内	50

(注) 本招集ご通知には図、グラフ、写真等を掲載しておりますが、ご参考として掲載しているものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。

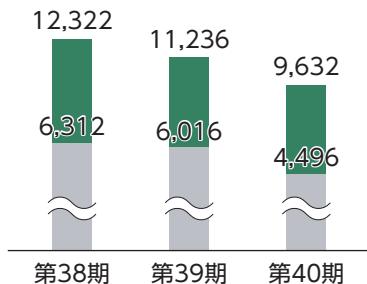
【事業別売上構成比率】



ハウス オブ ローゼ事業

売上高推移

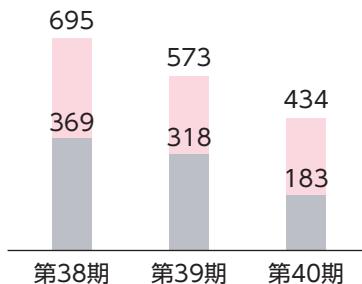
■ 中間期 ■ 期末 (単位：百万円)



リラクゼーションサロン事業

売上高推移

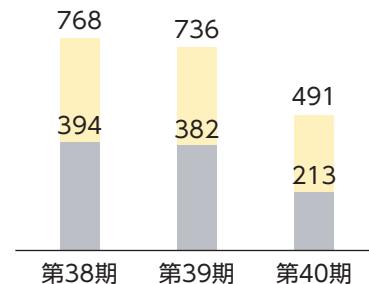
■ 中間期 ■ 期末 (単位：百万円)



カーブス事業

売上高推移

■ 中間期 ■ 期末 (単位：百万円)



2021年6月4日

株主の皆さまへ

東京都港区赤坂二丁目21番7号

株式会社 ハウス オブ ローゼ

代表取締役社長兼COO 池田 達彦

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、可能な限り書面（郵送）またはインターネットにより議決権の事前行使をいただき、ご来場を見合わせていただくことを含め、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権事前行使につきましては、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月21日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後6時10分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月22日（火曜日）午前10時（午前9時開場） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京 B 1 F 「プロミネンス」 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第40期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、「第40回定時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.houseofrose.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ お土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染予防に関する当社の対応とお願い>

- ・ ご来場いただく場合は、マスク着用、アルコール消毒などの対策をお願い申し上げます。
- ・ 会場内展示スペースでの商品紹介は中止とさせていただきます。
- ・ 会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。
なお、座席数の都合により、ご入場者数を制限させていただきます。
- ・ 運営スタッフはマスク着用、会場内にアルコール消毒液を設置させていただきます。
- ・ ご高齢の方、持病のある方、妊娠されている方や体調のすぐれない方は、ご来場について慎重なご判断をお願いいたします。

以上、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つのいずれかの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後6時10分到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後6時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（議決権の欄）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- | 第1号議案 | 第2号議案 |
|-----------------|----------------------------------|
| ● 全員賛成の場合 | ≫ 「賛」の欄に○印 |
| ● 全員反対する場合 | ≫ 「否」の欄に○印 |
| ● 一部の候補者を反対する場合 | ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 |
| 第3号議案 | |
| ● 賛成の場合 | ≫ 「賛」の欄に○印 |
| ● 反対する場合 | ≫ 「否」の欄に○印 |

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

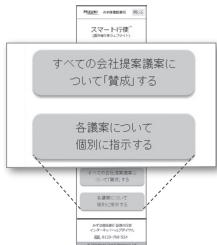
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

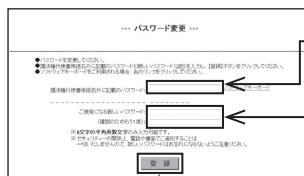
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位、担当	属性	取締役会出席状況
1	かんの はるとし 神野 晴年	代表取締役会長兼CEO	再任	15/15回
2	いけだ たつひこ 池田 達彦	代表取締役社長兼COO	再任	15/15回
3	ばん なおゆき 坂 直幸	取締役マーケティング本部長	再任	15/15回
4	ももだ たつのり 桃田 辰範	取締役ウエルネス事業本部長	再任	15/15回
5	かわぐち よしひろ 川口 善弘	取締役直営店本部長	再任	10/10回
6	かわはら とおる 川原 暢	取締役相談役	再任	15/15回

(注) 候補者 川口善弘氏は、2020年6月23日開催の第39回定時株主総会にて、取締役に選任され就任したため、他の取締役候補者と取締役会の出席回数が異なっております。

候補者番号

1

かんの はるとし
神野 晴年

再任

生年月日

1947年5月5日生

所有する当社株式の数

14,400株

略歴、当社における地位、担当

2002年 6月 当社入社 業務執行役員直営店本部長
2003年 6月 当社取締役直営店本部長
2007年 4月 当社取締役営業本部長
2008年 6月 当社代表取締役社長兼営業本部長
2012年 4月 当社代表取締役社長兼直営店本部長
2013年 4月 当社代表取締役社長
2016年 4月 当社代表取締役社長兼直営店本部長
2018年 4月 当社代表取締役社長
2019年 6月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

代表取締役会長兼CEOとして経営全般を総括すると共に、コーポレートガバナンスを推進しております。また取締役会議長として取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に努めております。神野晴年氏の高い識見と長年に亘る経営者としての経験の下、引き続き経営統率力やリーダーシップが必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

いけだ たつひこ
池田 達彦

再任

生年月日

1956年6月7日生

所有する当社株式の数

7,000株

略歴、当社における地位、担当

2012年 4月 当社入社 業務執行役員
2012年 6月 当社取締役直営店本部副本部長
2013年 4月 当社取締役直営店本部長
2016年 4月 当社取締役管理本部長
2019年 6月 当社代表取締役社長兼COO（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

代表取締役社長兼COOとして当社の業務執行全般を統括しております。また、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、当社に甚大な影響を与え得る様々なリスクについても強いリーダーシップをもって関係部署を統率し、陣頭指揮にあたっております。一方、経営基盤の更なる強化のため、全社的構造改革を推進する等、池田達彦氏の会社経営における業務執行の牽引力は、当社経営全般に必要と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

ばん 直 幸
坂 直 幸

再任

生年月日

1954年9月11日生

所有する当社株式の数

3,500株

候補者番号 4

も も だ た つ の り
桃 田 辰 範

再任

生年月日

1955年1月16日生

所有する当社株式の数

6,700株

略歴、当社における地位、担当

2006年9月 当社入社 直営店本部長付部長
2007年4月 当社東日本第二直営店営業部長
2009年4月 当社営業企画部長
2009年6月 当社業務執行役員営業企画部長
2012年4月 当社業務執行役員営業企画本部長
2012年6月 当社取締役営業企画本部長
2018年4月 当社取締役マーケティング本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

取締役専務執行役員マーケティング本部長として、当社プライベート化粧品の企画・開発を中心とした商品ミックスを統括すると共に、主力である化粧品販売部門の販売促進企画も統括しております。更に、ネット通販事業の総責任者として当社ネット通販の業容拡大を牽引しております。化粧品に関する見識に加え、坂直幸氏の経営判断力や業務推進力が今後とも当社経営に必要と考え、引き続き取締役としての選任を願います。

略歴、当社における地位、担当

2004年9月 当社入社 直営店本部業務改善管理課シニアマネジャー
2008年6月 当社人事・総務部長
2010年6月 当社業務執行役員人事・総務部長
2011年6月 当社業務執行役員第二直営店営業部長
2014年4月 当社業務執行役員管理本部副本部長
2016年4月 当社業務執行役員ウエルネス事業本部長
2017年6月 当社取締役ウエルネス事業本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

取締役業務執行役員ウエルネス事業本部長として、所管する「リラクゼーションサロン事業」並びに「カーブス事業」を統括し、両事業の収益基盤強化を推進しております。また、コロナ禍での営業対策など陣頭指揮を執り、所管部門を統率しております。当社のサービス事業部門である両事業の業績向上及び組織体制強化には、桃田辰範氏のキャリアとリーダーシップが必要と考え、引き続き取締役として選任を願います。

候補者番号 5

かわぐちよしひろ
川口善弘

再任

生年月日

1960年6月8日生

所有する当社株式の数

1,000株

略歴、当社における地位、担当

2014年 8月 当社入社 業務執行役員直営店本部長付
2015年 4月 当社業務執行役員 第一直営店営業部長
2016年 4月 当社業務執行役員 直営店本部長補佐
2018年 4月 当社業務執行役員 直営店本部長
2020年 6月 当社取締役 直営店本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

取締役業務執行役員直営店本部長として、当社の主力であるハウス オブ ローゼ直営店の営業部門を統括し、コロナ禍での営業対策など陣頭指揮を執り、所管部門を統率しております。また直営店舗の出退店に関わる店舗開発や店舗スタッフの販売教育に加え、卸売部門の営業についても管掌しております。化粧品営業における川口善弘氏のキャリアと知見に基づく発想力と行動力、及び組織を牽引するリーダーシップが当社の経営に必要と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

かわはらとおる
川原 暢

再任

生年月日

1942年8月6日生

所有する当社株式の数

900株

略歴、当社における地位、担当

1978年11月 個人商店ハウス オブ ローゼ創業
1982年 4月 株式会社ハウス オブ ローゼ設立 代表取締役社長
2008年 6月 当社代表取締役会長
2013年 4月 当社取締役相談役（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

川原 暢氏は当社創業者であり、強いリーダーシップをもって当社の経営を牽引してまいりました。現在は、非業務執行の取締役相談役として経営全般に対する適切な助言等を行っております。今後とも川原 暢氏の長年に亘る経営者としての経験や識見が当社の経営に必要と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 全ての候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を取り入れており、神野 晴年、川原 暢の両氏以外の各候補者は執行役員を兼務しておりますが、略歴表では取締役就任以降はその記載を省略しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告26ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	属性	取締役会出席状況
1	<small>わたなべ たかお</small> 渡部 高生	再任	15/15回
2	<small>まちだ まゆ</small> 町田 真友	再任 社外 独立	15/15回
3	<small>きたがわ しんいち</small> 北川 真一	新任 社外 独立	一回

候補者番号

1

わた なべ たか お
渡部 高生

再任

生年月日

1949年9月17日生

所有する当社株式の数

10,900株

略歴、当社における地位、担当

1989年9月 当社入社 経理課
1997年5月 当社経理部長
2004年6月 当社業務執行役員経理部長
2009年6月 当社取締役業務執行役員経理部長
2012年6月 当社常勤監査役
2015年6月 当社取締役常勤監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

なし

【選任理由】

渡部高生氏は、常勤監査等委員として他の監査等委員との情報共有を図りつつ、当社監査等委員会の議事を主導しております。また取締役会や業務執行会議等の重要な会議に出席し、監査等委員の立場に加え、当社での長年に亘る経験を踏まえた立場から監査監督面において積極的に意見具中を行っております。渡部高生氏の監査等委員としての実務能力やリーダーシップは、今後とも当社にとって重要と判断し、取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まち だ ま ゆ
町田 眞友

再任

社外

独立

生年月日

1970年4月10日生

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当

1993年10月 中央監査法人（最終名称 みずほ監査法人）入所
2007年7月 監査法人A & A パートナーズ入所
2008年2月 同所社員就任（現任）
2019年6月 当社取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

監査法人A & A パートナーズ社員

【選任理由及び期待される役割の概要】

町田眞友氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、監査法人での業務経験を生かした財務・会計における高い専門知識と見識から客観的で適切な意見提言をいただけることを期待し、取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

きたがわしんいち
北川真一

新任

社外

独立

生年月日

1962年12月29日生

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当

1985年3月 株式会社ワコール入社
2008年4月 株式会社スタジオファイブ 取締役経理総務部長
2009年4月 同社取締役事業管理部長
2013年4月 株式会社ワコールホールディングスIR・広報室長
2018年4月 同社経理部長
2020年4月 同社監査役会事務局長
2020年6月 同社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ワコールホールディングス常勤監査役

【選任理由及び期待される役割の概要】

北川真一氏は、当社筆頭株主である株式会社ワコールホールディングスの常勤監査役であり、また過去において、同社のIR・広報室長や経理部長を歴任されております。北川真一氏の幅広いキャリアに基づく高い視点から客観的、中立的に当社のコーポレートガバナンスを含む経営全般への助言、提言をいただけることを期待し、取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 町田真友氏及び北川真一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 町田真友氏の当社の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 北川真一氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
5. 北川真一氏は、株式会社ワコールホールディングスの常勤監査役であります。当社は、同社の子会社である株式会社ワコールとの間で商品売買取引等を行っておりますが、その取引実績は、当社の定める独立性判断基準の範囲内です。
6. 当社は、渡部高生、町田真友の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、取締役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏と当該契約を継続する予定であります。また、北川真一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告26ページに記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、町田真友氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、北川真一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として、同所に届け出る予定であります。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2019年6月25日開催の第38回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された末次有香氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じです。）の員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員の補欠として予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員候補者は、次のとおりであります。

す え つ く ゆ か
末 次 有 香

（旧姓：中本有香）

生年月日

1979年5月29日生

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当

2008年12月 弁護士登録
（第二東京弁護士会）
2008年12月 長谷川総合法律事務所（現・共永総合法律事務所）入所
2021年4月 堤半蔵門法律事務所入所 パートナー弁護士（現任）

重要な兼職の状況

堤半蔵門法律事務所 パートナー弁護士

【選任理由及び期待される役割の概要】

末次有香氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識を有しており、就任された場合は、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言をいただけることを期待し、補欠の監査等委員として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 末次有香氏は、2021年3月までは共永総合法律事務所に所属する弁護士でありました。当社は同法律事務所の長谷川卓也弁護士と顧問契約を締結しておりますが、候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 末次有香氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 末次有香氏は、旧姓の中本有香を職務上の氏名としております。
4. 当社は、末次有香氏が監査等委員に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、取締役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償を負うものとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告26ページに記載のとおりです。末次有香氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 末次有香氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、当社は、末次有香氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の全ての基準に該当しない者を独立社外取締役として選定することとしております。

- (1) 当社の主要な取引先である企業等、あるいは当社を主要な取引先とする企業等の役員及び使用人。この場合の「主要な取引先」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、当社との取引における支払額及び受取額が当社または取引先の売上高の2%以上である企業をいう。
- (2) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を直接受け取り、専門的サービス等を提供する者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）。この場合の「多額の金銭」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、専門的サービスの報酬または取引の対価等として1,000万円を超える額をいう。
- (3) 当社から多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者、または寄付を受けている法人・団体等の役員及び使用人。この場合の「多額の金銭」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、500万円を超える額をいう。
- (4) その他、独立性・中立性の観点で社外取締役としての職務遂行に支障をきたす事由を有している者。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期の国内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により総じて低調に推移し、2度の緊急事態宣言発出に伴う外出自粛等により生活様式が激変、企業収益は業種間で格差が鮮明になりました。消費行動もいわゆる「巣ごもり需要」で通販や宅配需要が伸びる一方、旅行・観光業やリアル店舗での飲食業及び小売業等は非常に厳しい環境となりました。

【ハウス オブ ローゼ事業】

(ハウス オブ ローゼ店舗、卸売及びネット通販による化粧品、雑貨商品等の販売事業)

ハウス オブ ローゼ直営店では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う昨年4月の緊急事態宣言発出により期間の長短はあるものの、ほぼ全店が休業を余儀なくされました。その間、お客様からの注文体制を整備し、ネット通販を介した販売等を強化しましたが、4～5月度売上高は激減しました。全店再開後は、感染防止対策を徹底する中で、当社の販売方法の基本である“お客様の肌に触れる”接客が制限され、また外出自粛により特に売上の大きい都市部百貨店の売上が低迷することとなりました。この状況下で販売方法に工夫をこらし、下期は徐々に回復傾向を見せましたが、年間を通じて最も売上が期待できるウインターセール期間中に2度目の緊急事態宣言が発出され、セール売上高は苦戦を強いられることとなりました。この状況を受け急遽セール期間を1カ月延長し、セール商品の購入機会を増やすと共に売上高の回復に努めました。

商品施策につきましては、従来百貨店店舗専用商品としていた高機能美容クリーム「コンセントレートクリーム」を昨年9月から専門店店舗を含めた全店取り扱い商品とし販売強化したところ、機能性や品質に高い評価をいただき、売上に大きく寄与いたしました。また例年春先から展開している「桜」をイメージしたボディケアシリーズを今回全面リニューアルし「さくらふふふ」ブランドとして発売、期間限定のボディスムーザーも加わりご好評をいただきました。その他、コロナ禍でのマスク生活に対応した化粧品や雑貨品など時宜を捉えた商品を発売しました。

出退店につきましては、「そごう・西武」など館の閉鎖による7店舗を含め合計9店舗を退店。一方、退店店舗の代替店として5店舗を出店し、期末店舗数は期首から4店舗純減し203店舗となりました。また、都市部の上級百貨店のうち5店舗を「Be-Prime」店としてリニューアルし、PB商品も発売するなど、より洗練した差別化店舗として運営を始めました。都市部百貨店が厳しい状況にある中で堅調に推移しております。

ハウス オブ ローゼ直営店部門売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、店舗数の減少により前期比17.6%減となりました。ただこの状況下で専門店店舗は、下期売上高が前年同期を上回る結果となりました。

ネット通販部門は、店舗休業中の需要増に対応すべく受注体制を強化し、コロナ禍で外出を控えたお客様からの需要増に適切に対応しました。また期初から開始したAmazonモールへの出品も想定以上の売上で推移いたしました。会員数も大幅に増加し、売上高は前期比で約2.4倍となりました。

卸売部門は、個人オーナー店舗では昨年4～5月に約3割の店舗が休業となり、再開後もハウス オブ ローゼ直営店同様、売上が低迷するなど厳しい状況を強いられました。一方大手量販店は、コンサルティング販売がコロナ禍で影響があったものの、食料品を取り扱う店舗で営業継続されるなど、「リラックスタイム」をはじめとしたセルフ型店舗は着実に売上を増加させると共に出店数も増加、またビーハニーブランド商品の卸売拠点数も増加し、売上高合計は前期比2.8%減に留まりました。

他方、中国越境EC卸売上は、プロモーション活動等を積極展開しましたが、中国市場における競合品との販売価格差等の課題が続き、売上高は前期比81%減と大きく減少いたしました。

【リラクゼーションサロン事業】

当事業は、全て首都圏と関西圏での店舗展開のため、昨年4月の緊急事態宣言発出により期間の長短はあるものの全店舗が休業となりました。6月に入り全店再開後は、感染防止対策を講じつつ各種施策を実施した結果、徐々に1回あたりの施術時間が長いロングコースの需要が高まり、施術単価の上昇につながりました。またコロナ禍でオンライン予約システムによる情報提供なども強化した結果、当システムでの予約率も上昇しました。しかしながら、店舗休業や休業後も時短営業が続いたことで来店客数が大幅に減少し、当事業売上高は前期比24.1%の減少となりました。

【カーブス事業】

当事業は、全て首都圏での店舗展開のため、昨年4月の緊急事態宣言発出により全店舗が5月末まで休業となりました。再開後はカーブスジャパン本部の基準に準拠した感染防止策を徹底し運営しましたが、高齢会員を中心に退会者やコロナ対策による特別休会制度利用者が増加しました。特別休会制度は本年3月末で終了となることから会員復帰に努め、さらに新規入会にも注力しましたが、期末会員数は期初より約1,700名の減少となりました。一方、WEBを利用して自宅で運動ができる「おうちでカーブス」を9月から開始し、コロナ禍の中で徐々に利用者が増加しました。会員数の減少に加え、10月に不採算店舗を1店退店したこともあり、売上高は前期比33.3%減少となりました。

以上、第40期当社売上高は106億81百万円、年度を通じて新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前期比15.8%の減少となりました。費用面では、店舗休業に関連した費用として2億64百万円を特別損失に計上。また、ネット通販売上の増加等により売上原価率が前の期より低減したこと、さらに店舗家賃の低減交渉や広告宣伝費を始めとした経費全般の見直しを徹底し、合理化・効率化を推進したことで経費削減が進行しましたが、売上高の減少幅が大きく、営業利益は1億15百万円、前期比42.5%減となりました。なお、コロナ禍において当初計画では営業損失としていましたが、黒字を確保することができました。一方、雇用調整助成金等コロナ関連給付金2億11百万円を営業外収益及び特別利益に計上し、店舗休業関連費用2億64百万円を特別損失計上した結果、当期純損失67百万円となりました。

事業区分別売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業別	当期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		前期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		増減
	金額	構成比	金額	構成比	金額
ハウス オブ ローゼ事業	9,632	90.2 (%)	11,236	88.6 (%)	△1,604
うち直営店部門	7,506	70.3	9,106	71.8	△1,600
うちネット通販部門	876	8.2	366	2.9	510
うち卸売部門他	1,248	11.7	1,763	13.9	△514
リラクゼーションサロン事業	434	4.1	573	4.5	△138
カーブス事業	491	4.6	736	5.8	△244
その他	122	1.1	136	1.1	△14
合計	10,681	100.0	12,683	100.0	△2,001

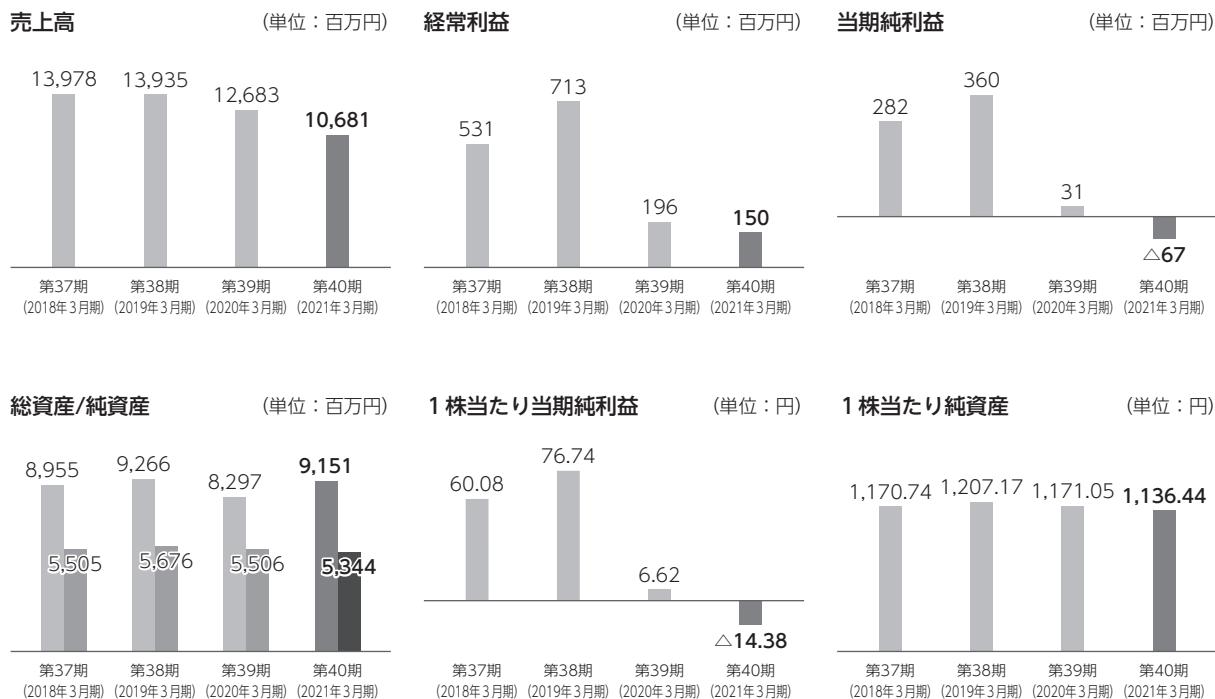
(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- ② **設備投資の状況**・・・該当事項はありません。
- ③ **資金調達の状況**・・・当事業年度中に、新型コロナウイルス感染症の事業への影響に対応するため、株式会社日本政策投資銀行から長期借入金として5億円の調達を行いました。また、運転資金として、金融機関3行と当座貸越契約を締結し、15億円の調達を行いました。
なお、金融機関3行からの借入につきましては、2021年3月末日までに9億円を返済しました。
- ④ **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**・・・該当事項はありません。
- ⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**・・・該当事項はありません。
- ⑥ **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
・・・該当事項はありません。
- ⑦ **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**
・・・該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第37期 (2018年3月期)	第38期 (2019年3月期)	第39期 (2020年3月期)	第40期 (当期) (2021年3月期)
売上高	(百万円)	13,978	13,935	12,683	10,681
経常利益	(百万円)	531	713	196	150
当期純利益	(百万円)	282	360	31	△67
1株当たり当期純利益	(円)	60.08	76.74	6.62	△14.38
純資産	(百万円)	5,505	5,676	5,506	5,344
総資産	(百万円)	8,955	9,266	8,297	9,151
1株当たり純資産	(円)	1,170.74	1,207.17	1,171.05	1,136.44

(注) 記載金額で百万円表示の項目は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、株式会社ハウス オブ ローゼインターナショナルにつきましては、2021年1月1日付をもちまして、同社の主要な業務を当社に移管しましたので、重要な子会社ではなくなりました。

(4) 対処すべき課題

国内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響で先行きが見通せない状況となっております。当社につきましては、この状況下で早期の業績回復に努めてまいります。コロナ禍で売上伸長が著しいネット通販事業及び卸売部門をさらに強化、拡充すると共に、主力であるハウス オブ ローゼ直営店については、組織再編を通じて効率化を進め、収益基盤の強化を図ってまいります。また全社的に収益構造改革を推進し、業務の見直しや経費削減に積極的に取り組んでまいります。

【ハウス オブ ローゼ事業】

ハウス オブ ローゼ直営店部門につきましては、期初に「店舗サポート部」を新設し、本部による店舗活動の支援強化を通じた業務効率の向上と店舗サービスの強化を図ってまいります。またコロナ禍で減少した客数の増加と共に顧客様の来店頻度向上に向けた施策の充実を図ります。それと共にブランド認知の向上及び新客誘致を補完すべくSNSの拡充や季節に応じた限定商品の発売、さらにコロナ禍での生活の一助となるような商品の発売を計画します。他方、前期に都市部上級百貨店5店舗で展開を始めた「Be-Prime」店につきましては、ブランド育成に努めつつPB商品の販売強化を進め、今期新たに数店舗をハウス オブ ローゼ店舗から移行することを計画しております。

一方、環境保護の一環として、プラスチック削減のため、店舗で使用するギフト資材の見直しに取り組んでまいります。

ネット通販事業は、前期コロナ禍で需要が高まり計画以上の売上高となりましたが、今期はさらなる売上伸長を図るため、期初に「EC事業部」として組織を拡大し、組織体制及び運営体制の重点的強化に取り組めます。通販限定企画等諸施策の拡充やコンテンツの充実を進め、受注数並びに会員数の増加を図ります。また、新規のチャネル開拓も検討してまいります。

卸売部門では、大手量販店における販売スタッフ派遣店舗の売上増加に注力すると共に、ボディケア化粧品を中心としたセルフ型MD展開「リラックスタイム」の販路のさらなる拡大を進めてまいります。また販路拡大と共に店舗の鮮度管理及び販売支援を行うラウンダーの補強や再配備を行い体制強化を図ります。さらにボディスムーザーやビーハニーブランド商品の単品卸の拠点数増加にも積極的に取り組んでまいります。

【リラクゼーションサロン事業】

従来から不足気味であったサロンスタッフ数は徐々に確保され、現状はほぼ充足状態となっております。今期はサロンスタッフのさらなる技術力、接客力の向上を目指しつつ、施術メニューの充実や顧客満足を高め、リピートの促進を図ります。またコロナ禍で需要が高まっているオンラインネット予約システムをさらに活用し、情報提供を強化すると共に新客数増加を図ってまいります。さらに、他企業の店舗とコラボレーションを企画し認知度向上に取り組んでまいります。

【カーブス事業】

コロナ禍で減少した会員数の増加を最重要課題として取り組んでまいります。同時に現状の会員に対するサポートを強化し退会を抑制すると共に、会員からの紹介を通じた新規会員の入会に努めてまいります。また、昨年9月から導入した「おうちでカーブス」も積極的に推奨し、コロナ禍での入会につなげてまいります。一方、フランチャイザーであるカーブスジャパンが提供するテレビコマーシャルを今期は数回放映する計画としており、前回は新規入会に寄与した実績がありますので、今回も新規入会につながるよう注力してまいります。今期末会員数は9,000名を目標としております。

以上、今第41期も引き続きコロナ禍で非常に見通し難い経営環境となっており、今期業績は現時点で未定とさせていただきますが、業績回復に向け全社一丸となって努力いたしますので、株主の皆さまには何卒ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ハウス オブ ローゼ事業	化粧品、化粧雑貨品等の小売及び卸売等
リラクゼーションサロン事業	リフレクソロジーを中心としたボディリラクゼーションサロンの運営
カーブス事業	女性専用小型フィットネスクラブ「カーブス」のフランチャイジー展開

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

本社	東京都港区
大阪営業所	大阪市淀川区
物流センター	東京都町田市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
947(256)名	21名増(15名減)	37.9歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及びパートは、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社日本政策投資銀行	500
株式会社三井住友銀行	200
株式会社みずほ銀行	200
株式会社三菱UFJ銀行	200

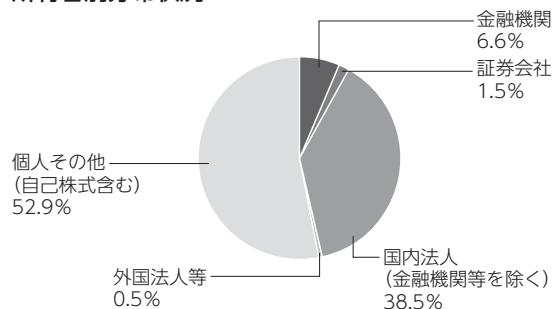
(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,703,063株
(自己株式592株を含む。)
- (3) 株主数 16,133名
- (4) 大株主 (上位10名)

所有者別分布状況



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ワコールホールディングス	1,000,000	21.3
株式会社ローズエージェンシー	518,400	11.0
株式会社アイスタイル	260,000	5.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	80,200	1.7
ハウスオブローゼ従業員持株会	63,000	1.3
安原淳子	58,800	1.3
永井たき枝	39,900	0.8
J P モルガン証券株式会社	39,624	0.8
みずほ信託銀行株式会社	39,000	0.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	34,500	0.7

(注) 持株比率は自己株式 (592株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	神野晴年	
代表取締役社長兼COO	池田達彦	社長執行役員
取締役	坂直幸	専務執行役員マーケティング本部長
取締役	桃田辰範	業務執行役員ウエルネス事業本部長
取締役	川口善弘	業務執行役員直営店本部長
取締役	川原暢	相談役
取締役(監査等委員・常勤)	渡部高生	
取締役(監査等委員)	先山久	株式会社ワコール 監査役
取締役(監査等委員)	町田眞友	監査法人A&Aパートナーズ 社員

- (注) 1. 先山久及び町田眞友の両氏は、社外取締役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社では、社内事情に精通したものが重要会議への出席や内部監査部門等との連携を図り、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため常勤の監査等委員を設置しており、取締役渡部高生氏を選定しております。
3. 取締役町田眞友氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役3氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

①被保険者の範囲

社外取締役を含む当社及び当社の全ての子会社の取締役及び監査役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

1) 報酬制度の基本方針

- ・当社の業績及び株式価値との連動性を高めることで、株主と経営者の利益を共有する制度であること。
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観性、かつ透明性の高いものであること。

2) 報酬制度の体系

i. 報酬体系は、固定報酬となる基本報酬と短期業績を反映した業績連動報酬（期末賞与）、退職慰労金で構成しています。

・業務執行取締役＝「基本報酬」＋「業績連動報酬」＋「退職慰労金」

・非業務執行取締役＝「基本報酬」＋「退職慰労金」

ii. 「基本報酬」は各取締役の役位に応じた固定報酬であり、月次報酬として支給します。

iii. 「業績連動報酬」は、年度業績の達成度に応じて、当期純利益に取締役会で定めた一定の比率内での支給総額を決定し、期末賞与として支給します。なお非業務執行取締役は、対象外としています。

iv. 「退職慰労金」は、「退職慰労金規程」に基づき付与した、各取締役の役位に応じたポイントにより算出した金額を、退職時に株主総会の承認を得て支給します。

3) 業績連動報酬にかかる指標に対する考え方及び算定方法

業績連動報酬に係る指標は、すべての従業員の活動成果であり、「当期純利益」を基本としています。これにより、取締役が配当性向を意識し、持続的な成長を意識した経営を推進していきます。

「業績連動報酬」＝ 役位別支給基準額 ± 個人業績評価額

・個人業績評価額は、全社課題、部門課題に対する貢献度を測ったうえで、取締役別に決定しています。

・なお、報酬等の種類ごとの比率は、業績連動報酬にかかる指標を「当期純利益」としているため、期によって金額が変動し比率での算出が出来ない為、定めない方針としています。

4) 報酬の決定方法

・当社は現在、報酬・指名等の事項を審議する諮問委員会は設置していません。

報酬の決定については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員を含む取締役会で適切に決定しています。

・「基本報酬」は、内規による役位別報酬額に基づき、支給金額は取締役会にて代表取締役会長へ一任する旨を決定しています。

・「業績連動報酬」は、取締役会長が2) iii の支給総額の範囲内で取締役別に算出した基準額（役位別支給基準額）に各個人別業績評価の加減算を行い算定します。取締役別の支給金額については、取締役会にて代表取締役会長へ一任する旨を決定しています。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役(監査等委員を除く)	81	81	—	6
取締役監査等委員 (うち社外取締役)	14 (4)	14 (4)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	96 (4)	96 (4)	— (—)	9 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、「当期純利益」を基本としており、当期は業績に鑑み支払っておりません。
3. 監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第34回定時株主総会において、賞与を含め年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まず)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は6名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第34回定時株主総会において、賞与を含め年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
5. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。なお、上表では基本報酬に含めて記載しております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額10百万円(取締役(監査等委員を除く)5名に対し9.3百万円、取締役(監査等委員)1名に対し0.8百万円)。
6. 取締役会は、代表取締役会長神野晴年に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について公平な評価を行うには、経営に関する識見と長年の経験を有する代表取締役会長が適していると判断したためであります。
7. 記載金額は、特に記載のない場合は百万円未満を切捨てて表示しております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役先山 久氏は、株式会社ワコール監査役であります。株式会社ワコールは、当社の筆頭株主である株式会社ワコールホールディングスの子会社であります。当社は、株式会社ワコールとの間で商品売買等の取引を行っていますが、年間取引額は当社の独立性判断基準の範囲内です。
- ・取締役町田真友氏は、監査法人A&Aパートナーズ社員であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	先山 久	取締役会 14/15回 監査等委員会 14/15回	主に、コンプライアンス並びにコーポレートガバナンス面における意見、提言を期待しており、取締役会ではキャリアに基づき、経営全般に対しても助言、提言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	町田真友	取締役会 15/15回 監査等委員会 15/15回	公認会計士としての見地から、専門的知見に基づいた意見、提言を期待しており、取締役会では、財務会計及び内部統制等に関する適切な意見、提言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

④ 当事業年度において当社子会社等から受けた役員報酬等
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

		支 払 額
1	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
2	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記1にはこれらの合計額を記載しております。なお、記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するための指針として定めた「企業倫理規程」に基づき行動する。
 2. 内部通報制度（内部通報ホットライン）等により、法令及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正する。
 3. 健全な企業経営のため反社会的勢力との関係は一切遮断する。そのため不当要求防止責任者を設置し、不当な要求に対しては外部専門機関とも連携し毅然とした対応をとる。
 4. 金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整える。
 5. 取締役及び使用人の法令・定款違反行為については、懲罰規定に基づき、厳正に対処する。
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役会及び業務執行会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、「文書管理規程」をはじめとする社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
 2. 取締役（監査等委員である取締役を含む）は、必要に応じて上記1. の文書を閲覧することができるものとする。
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応を行う機関として「リスク管理委員会」を設け、迅速かつ適切な対応をとる。
 2. 各部門の所管業務に付随する通常的なリスク管理は、当該部門が関係する諸規程に従いこれを行う。
- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 業務の有効性及び効率性を図る観点から当社経営に係る重要事項については「取締役会規程」等に基づき取締役会において決定する。ただし、定款規定及び取締役会決議により業務執行の決定を委任された取締役は、委任された範囲内で業務執行の決定を行う。
 2. 取締役は取締役会で定める「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき、所管業務の執行を行う。
 3. 取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うと共に、業務執行に対する管理監督機能を高める。
 4. 業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し改善を図る。

- V. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 経営企画室は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行及び内部統制を統括し、適切な監視及び報告体制を確保する。
 2. 当社から子会社に役員を配置し子会社を管理する体制とする。子会社の担当役員は、業務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 3. 当社と子会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守して行う。
 4. 内部監査室は、定期的に子会社の業務執行及び内部統制の運用状況を監査し、当社の代表取締役社長に報告すると共に、その結果を子会社と共有のうえ、子会社と協力して改善のための検証を行う。
- VI. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項並びに当該使用人等の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人等（以下「監査等委員会補助者」という）を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。
 2. 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、監査等委員会補助者の人事異動及び人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 3. 監査等委員会補助者は、当社の監査等委員会から指示を受けた業務を遂行する。
- VII. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
1. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く）、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「報告者」という）は、当社の取締役会等、監査等委員が出席する重要な会議において、当社の監査等委員に対し適宜担当する業務の執行状況を報告する。
 2. 報告者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他当社のコンプライアンス及びリスク管理上重大な事項を発見したときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
 3. 報告者の異動、人事評価及び懲戒等について、報告の事実を考慮することはできず、報告者は、異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査等委員会に依頼できる。
- VIII. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員会からの要請があれば、内部監査室の協力、会社内の諸会議への出席を保証する。
 2. 代表取締役及び会計監査人は、監査等委員会とそれぞれ定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図るべく意見交換を行う。
 3. 監査等委員の職務の執行に要する費用については、支出に合理性がないと取締役会が拒否の判断をした場合を除き、会社所定の手続きを経て速やかにその実費相当額を支払う。また費用に前払いの必要が生じたときは、会社所定の手続きを経て処理をする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 職務執行の適正及び効率性の確保

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成され15回開催（その他、書面決議3回）し、各議案の審議及び業務執行状況等の監督を行いました。

また当社は、執行役員制を採用し各業務を所管させ、意思決定の迅速化、効率化を図っております。取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する業務執行会議を12回開催し、情報共有化及び業務執行の適正化等について協議いたしました。

2. 監査の実効性確保

監査等委員会は、社外取締役である監査等委員2名と常勤監査等委員1名の合計3名で構成されています。監査等委員会は15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、代表取締役会長及び代表取締役社長とも定期的に面談し、会計監査人及び内部監査部門とも積極的に意見交換を行いました。

他方、監査等委員は全員取締役会に出席し、適正な意見、提言を行いました。さらに常勤監査等委員は、業務執行会議等重要会議に出席し、助言、提言を行いました。

3. 内部通報制度

匿名性が担保された内部通報窓口を設置して、コンプライアンス違反行為等の情報収集に努めると共に、通報者の保護と通報内容に対処する体制を整備しております。

4. 反社会的勢力の排除

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。また、警察等や関連団体との情報交換を継続的に実施すると共に、社内への啓蒙を進めました。

5. 内部監査体制

実査数は、店舗を含め事業所約60か所とコロナ禍で例年より減少しましたが、内部監査計画に基づき業務監査を実施し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告すると共に、必要な場合は是正勧告を行う等、業務の適正化に努めました。

6. 財務報告に係る内部統制

期初に決定した評価範囲に基づき、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営権の移動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。ただ当社は設立以来、自然志向の化粧品を主体としたコンサルティング販売を事業の中核として、顧客の支持に支えられ今日まで安定的な成長と着実な財務基盤を形成してまいりました。

このような企業経営に対する評価と今後の期待感の結果が株主をはじめとする現在のステークホルダーを形成していると考えております。

また、当社では次の経営理念を掲げ事業活動に努めております。

1. 美しさと健康と快適な生活を願われる人々のために、優れた商品と真心のこもったサービスを提供し、お客さまから「ありがとう」と言われるような企業活動を続けます。
2. 企業は社会の支持が無くては発展し得ないことを自覚し、法令、社会規範、社会倫理を遵守し、社会の人々に対して常に誠実に行動します。
3. 限りある資源を無駄にすることなく、また自然を破壊することなく、環境との調和を目指します。

従いまして、当社の財務及び事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を発展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものでなければならないと考えております。

当社は現在のところ所謂「買収防衛策」は導入しておりませんが、仮に当社の財産及び経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、上記の理由から慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切と考えられる措置を講ずるものいたします。具体的には、社外の専門家を含め当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資さないと判断した場合には、速やかに対抗措置の要否及び内容等を決定し実行する体制を整えます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、配当性向を当期純利益の30%以上を原則としつつ業績及び財務状況等を総合的に勘案し、かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、2015年6月19日開催の第34回定時株主総会において、剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨の定款変更のご承認をいただきました。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び財務状況等を総合的に勘案し、2021年5月14日開催の取締役会にて、1株につき10円とさせていただきます。

これにより、中間配当金を合わせた年間の配当金は、1株につき20円となります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,362,783	流動負債	2,145,010
現金及び預金	3,081,066	支払手形	54,626
売掛金	833,059	電子記録債務	261,152
商品	1,448,448	買掛金	135,959
その他の流動資産	1,841	短期借入金	600,000
貸倒引当金	△1,633	1年内返済予定の長期借入金	200,000
固定資産	3,788,608	リース債務	158,186
有形固定資産	1,826,430	未払金	129,364
建物	349,721	未払費用	195,237
土地	1,369,668	未払法人税等	66,627
工具、器具及び備品	5,245	未払消費税等	122,227
リース資産	101,795	預り金	18,129
無形固定資産	157,654	賞与引当金	175,960
ソフトウェア	19,879	その他の流動負債	27,539
リース資産	132,596	固定負債	1,662,302
その他の無形固定資産	5,178	長期借入金	300,000
投資その他の資産	1,804,523	リース債務	154,831
投資有価証券	652,902	退職給付引当金	1,104,760
関係会社株式	15,275	役員退職慰労引当金	86,234
長期前払費用	1,091	資産除去債務	11,888
差入保証金	568,015	預り保証金	1,800
保険積立金	128,046	その他の固定負債	2,787
繰延税金資産	439,192	負債合計	3,807,312
資産合計	9,151,391	(純資産の部)	
		株主資本	6,212,186
		資本金	934,682
		資本剰余金	1,282,222
		資本準備金	1,282,222
		利益剰余金	3,995,938
		利益準備金	119,666
		その他利益剰余金	3,876,272
		別途積立金	2,800,000
		繰越利益剰余金	1,076,272
		自己株式	△655
		評価・換算差額等	△868,108
		その他有価証券評価差額金	102,825
		土地再評価差額金	△970,933
		純資産合計	5,344,078
		負債・純資産合計	9,151,391

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		10,681,077
売上原価		3,073,318
売上総利益		7,607,759
販売費及び一般管理費		7,492,359
営業利益		115,399
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,629	
受取給付金	8,020	
受取助成金	21,212	
その他	7,699	55,561
営業外費用		
支払利息	14,317	
支払手数料	4,325	
その他	1,884	20,526
経常利益		150,434
特別利益		
受取助成金	182,208	182,208
特別損失		
減損損失	46,155	
臨時休業による損失	264,055	310,210
税引前当期純利益		22,432
法人税、住民税及び事業税	84,958	
法人税等調整額	5,098	90,056
当期純損失 (△)		△67,624

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別 積 立	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	934,682	1,282,222	1,282,222	119,666	2,800,000	1,261,458	4,181,124	△655	6,397,373
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△117,561	△117,561	-	△117,561
当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	△67,624	△67,624	-	△67,624
株主資本以外の 項目の当期の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△185,186	△185,186	-	△185,186
当期末残高	934,682	1,282,222	1,282,222	119,666	2,800,000	1,076,272	3,995,938	△655	6,212,186

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	80,391	△970,933	△890,541		5,506,831
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-		△117,561
当期純損失 (△)	-	-	-		△67,624
株主資本以外の 項目の当期の 変動額(純額)	22,433	-	22,433		22,433
当期変動額合計	22,433	-	22,433		△162,752
当期末残高	102,825	△970,933	△868,108		5,344,078

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……償却原価法
子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの……総平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品・移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
 - (3) 長期前払費用……定額法
 - (4) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額を計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌期一括で費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額（千円）
減損損失	46,155

当事業年度において、『HOUSE OF ROSE』ブランドによる化粧品等の販売を行う「直営店商品販売事業」及びリラクゼーション・サロンやフィットネス・クラブを運営する「直営店サービス事業」に計上されている店舗の固定資産（減損前帳簿価額112,627千円）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い収益性が低下したことにより、減損の兆候を識別した国内22店舗（減損前帳簿価額46,247千円）のうち、国内21店舗において、減損損失46,155千円を計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が識別された店舗については、該当する店舗における割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失を認識すべきと判定された店舗の固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の減損損失として計上しております。回収可能価額は店舗の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定しております。

②見積りの算出に用いた主な仮定

使用価値は、複数の仮定を用いて策定された各店舗の計画に基づき、割引前将来キャッシュ・フローを見積もることにより算定しておりますが、今後の市場の動向等により影響を受ける可能性があります。なお、各店舗の計画における主な仮定は以下の通りであります。

- ・ 店舗売上高の将来見通し
- ・ 店舗のテナント料や人件費の将来見通し

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社は売上高及び営業利益について、2021年4月以降徐々に回復基調が進むものの、翌事業年度末までは一定の影響が残るものと仮定し、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

固定資産の減損における主な仮定である、「店舗売上高の将来見通し」及び「店舗のテナント料や人件費の将来見通し」は、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどによる収益性の低下により、「直営店商品販売事業」及び「直営店サービス事業」に計上されている店舗の固定資産について、翌事業年度において新たに減損の兆候が識別され、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 780,860千円 |
| 2. 土地再評価 | |

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金資産」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、ならびに第5号に定める鑑定評価に基づき、時点修正等の合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
------------	------------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	145,832千円
営業取引以外の取引	14,718千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首数 株	当事業年度増加数 株	当事業年度減少数 株	当事業年度末数 株
普通株式	4,703千株	-株	-株	4,703千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首数 株	当事業年度増加数 株	当事業年度減少数 株	当事業年度末数 株
普通株式	592株	-株	-株	592株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①2020年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 70,537千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月8日

②2020年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 47,024千円
- ・1株当たり配当金額 10円
- ・基準日 2020年9月30日
- ・効力発生日 2020年12月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 47,024千円
- ・1株当たり配当金額 10円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月7日

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	53,878千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	338,277千円
役員退職慰労引当金繰入額	26,404千円
未払事業税	8,324千円
電話加入権評価損否認	7,967千円
繰越欠損金	4,739千円
その他	55,707千円
繰延税金資産小計	495,300千円
評価性引当額	△9,477千円
繰延税金資産合計	485,823千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	45,439千円
その他	1,190千円
繰延税金負債合計	46,630千円
繰延税金資産の純額	439,192千円

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、スケジューリングができないため全額評価性引当額となり、繰延税金資産として計上していません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として債券及び株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸主ごとの残高管理を行うとともに、主な貸主の信用状況を把握する体制としております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は新型コロナウイルス感染症の対応に係る資金調達であります。また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	3,081,066	3,081,066	－
(2) 売掛金	833,059		
貸倒引当金	△1,633		
	831,426	831,426	－
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	400,026	26
その他有価証券	242,902	242,902	－
(4) 関係会社株式	12,275	12,275	－
(5) 差入保証金	568,015	540,632	△27,382
(6) 短期借入金	(600,000)	(600,000)	－
(7) 長期借入金	(500,000)	(504,251)	4,251

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

これらの時価については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託及び債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 関係会社株式

これらの時価については、株式の取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

当社では、差入保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額13,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」及び「(4) 関係会社株式」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,136円44銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失（△） | △14円38銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 ハウス オブ ローゼ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 井 秀 樹 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハウス オブ ローゼの2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社 ハウス オブ ローゼ 監査等委員会

常勤監査等委員 渡 部 高 生 ㊞

監査等委員 先 山 久 ㊞

監査等委員 町 田 眞 友 ㊞

(注) 監査等委員先山 久及び町田 眞友は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

新業務執行役員インタビュー

ハウス オブ ローゼのマインドを共有・継承するために

2020年4月、ハウス オブ ローゼで初めて店頭スタッフ経験者として業務執行役員に就任し、西日本地域の販売を統括するとともに、新コンセプト店舗「Be Prime」のスタッフ教育を担ってきました。プライムの名が示す通り、接客をはじめ店舗運営のあらゆる面上質さが求められます。教育・指導に当たっては、スタッフ全員がお客さまを大切にするハウス オブ ローゼ・マインドをしっかりと共有・継承できるよう心がけています。

この1年あまり、コロナ禍が進行するなかで、管理者・スタッフ一体となって新たな店づくりに邁進したことで、社員もブランドも一段と成長することができました。今後も、お客さまに寄り添いながら業務執行役員の使命を全うしてまいります。



業務執行役員
西日本販売統括担当

岸本 佳子

商品紹介

第40期下期発売 期間限定商品



さくらふふふ

<2021年2月2日～4月18日 期間限定発売>

桜のギフトシリーズ「さくらふふふ」が登場しました。春のはじまりを感じる香りとパッケージにリニューアルし、人気のボディスムーザーとのコラボ展開で話題を呼びました。桜の形がつかれるボディホイップムースがメディアに取り上げられるなど、充実のラインナップで大好評でした。

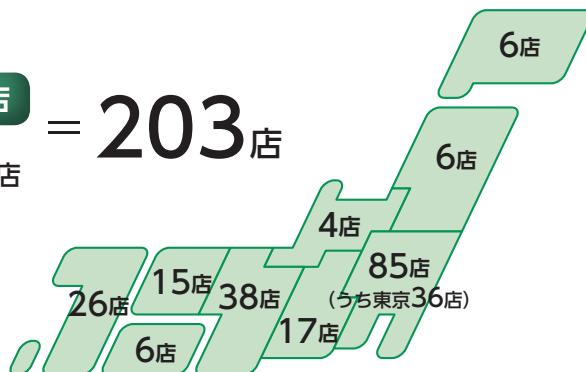
写真左から

さくらふふふ石けん / ボディクリーム / ボディソープ / ハンドクリーム / パスピース / ボディスムーザー SK / ボディコロ / ボディホイップムース / パスパウダー&タブレット

店舗紹介

ハウス オブ ローゼ直営店舗展開

百貨店 + 専門店 = 203店
 115店 + 88店



ハウス オブ ローゼ直営店 出退店数の推移

	出店数 (店)	退店数 (店)	合計 (店)
第37期	3	13	230
第38期	3	16	217
第39期	2	12	207
第40期	5	9	203

リラクゼーションサロン店舗 出退店数の推移

	出店数 (店)	退店数 (店)	合計 (店)
第37期	0	6	20
第38期	0	2	18
第39期	0	1	17
第40期	0	0	17

カーブス店舗 出退店数の推移

	出店数 (店)	退店数 (店)	合計 (店)
第37期	2	0	22
第38期	0	0	22
第39期	0	0	22
第40期	0	1	21

●第40期下期 改装店舗

○ Be Prime京都高島屋店 (京都府) 2020.10.15



○ 光が丘IMA店 (東京都) 2020.12.8



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集
剰余金の配当及び 中間配当基準日	期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により当社ホームページに掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 <公告掲載アドレス: https://www.houseofrose.jp/ >
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

<郵送物送付先・お問合せ先>

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵送物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問合せ先		0120-288-324(フリーダイヤル) (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続取扱店 (住所変更、株主 配当金受取り方法 の変更等)	お取引の証券会社等になります。	みずほ証券 本店及び全国各支店 プラネットブース (みずほ銀行内の店舗) でもお取扱いたします。 みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 ^(※) (※)トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行 ^(※) 及びみずほ銀行の本店及び全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります) (※)トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵送物送付先・電話お問合せ先・各種手続取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

ご連絡

- 特別口座に記録された株主様からの単元未満株式の買取請求等は、特別口座管理機関としての「みずほ信託銀行」の支店でご請求の取次をいたします。
- 確定申告の際には、同封の配当金計算書をご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択された株主様については、お取引の証券会社にご確認ください。

ウェブサイトのご案内

- 1 コーポレートサイト (公式)
<https://www.houseofrose.co.jp/>



- 2 IRサイト
<https://www.houseofrose.jp/>



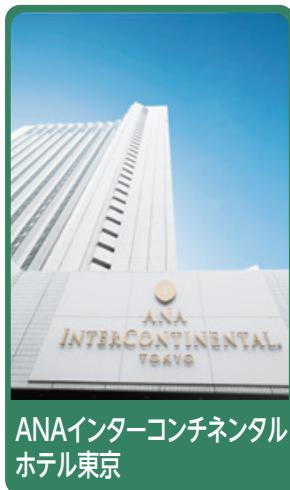
- 3 通販サイト
<https://www.hor.jp/>



株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
B1F「プロミネンス」
電話 03-3505-1111
※受付開始は午前9時を予定しております。



交通

地下鉄：東京メトロ銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩約1分（溜池山王駅より約6分）
東京メトロ南北線「溜池山王駅」13番出口より徒歩約1分（南北線改札口より約7分）
「六本木一丁目駅」3番出口より徒歩約2分（南北線改札口より約5分）
都営バス：（都01）渋谷駅前～新橋駅前「赤坂アークヒルズ前」下車、徒歩約1分
※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日お配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ハウス オブ ローゼ

〒107-8625 東京都港区赤坂2-21-7 TEL.03-5114-5800

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK